

	<ul style="list-style-type: none"> ・富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)に対するパブリックコメントの実施について ・富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案) <p style="text-align: right;">・・・・・・その他資料</p>
	5. 閉会
公開/非公開	公開
傍聴者	2名
その他	なし

【議事要旨】

事務局	<p>1. 開会</p> <p>2. こども未来部長あいさつ</p> <p>3. 案件</p> <p>(1) こどもの権利条例について</p> <p>●資料1をもとに説明 (説明省略)</p>
会長	<p>◇ただ今事務局からこどもの権利条例についての説明がありました。何かご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。ほぼ全体像があらわになった形で目にするのは初めてになりますので、まずは理解という感じだと思います。また後ほど、こども計画にもこの権利条例のことが随時出てくるかと思しますので、その時でも結構ですので、ご意見ありましたらおっしゃってください。</p>
事務局	<p>(2) 「(仮称) 富田林市こども計画」素案について</p> <p>●資料2をもとに説明 (説明省略)</p>
会長	<p>◇ただ今事務局から「(仮称) 富田林市こども計画」素案についての説明がありました。今日のメインの議題はこちらですので、時間をゆったり取りますので、少し全体を見渡ししながら、それぞれのご関心の下から、ご意見ご質問をちょうだいしたいと思いますので、どうぞよろしく願います。</p>
事務局	<p>◇1点だけ補足をさせていただきます。この資料自体は前回の会議を踏まえて事務局案として整えた状態です。本日でできる限り聞いていただいた上でのご意見をいただきたいのと、なかなか詳細までお目通しだけしていない人も多いかと思しますので、事後大体1週間程度の意見募集の期間をとらせていただこうと思っています。あわせて市の内部、関係課でも今現在この素案を見て協議を開始したところですので、委員のご意見と関係課の意見を踏まえてブラッシュアップして、11月末の次回会議で</p>

会長	最終報告をさせていただいて仕上げていく流れになります。
委員	◇ではご意見ご質問等、順次上げていきたいと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	◇いろいろな計画の整合性を図るということで、ここに関わる人だけではなく、生涯学習課や人権市民協働課など多くの課が関わっていると思いますが、こどもの権利条例やこどもの権利条約をどの程度皆さんは学ばれているのでしょうか。全課でそういうことをきちんと学んでいくことも、財政的なものを投資していく上で大事なのではないかと考えているので、市としてどのように位置付けているのかをお聞かせいただきたいです。
会長	◇ご指摘はまさにそのとおりなのですが、今現状としてどの程度ということの説明するのは難しいです。市の取組として、まず子どもまんなか推進本部という組織を昨年度から市の中で立ち上げています。これは市長、副市長、教育長、さらに市役所内部の全部長が参加する組織です。ここで権利条例の今の状況や子ども計画の策定状況を説明し、協議や情報共有することで、理解促進を図るようにしています。ただ、関係各課に中身の理解まで含めて実施できているかという点はまだ途上です。当然、条例の中に市役所の職員に対してもしっかりとこどもの権利を理解していくような研修などを実施していきましょうという文言を入れていますので、引き続き継続して行っていく課題であると思っています。
委員	◇市の内部でも、まずは周知をというご意見をいただいたと思います。
事務局	◇特殊出生率の目標値を 1.69 にされていますが、10 年後は 1.94 となっています。市としてこの目標値にもっていくために、どれだけのことをするのでしょうか。今 1.26 と下がってきている中で、ここまで上げるのは結構なハードルがあるのではないかと思います。大阪府全体でもまだまだここまでいっていないので、この辺りの数字の見方はどのようなところから出てきたのか聞かせていただきたいです。
事務局	◇事務局としても、この数値目標を設定するのに悩みました。根拠としては、政策推進課が作った富田林市の第 2 期総合戦略の指標に合わせる形で設定しています。
事務局	◇委員がおっしゃるとおり、この数字が妥当かと言われれば、非常に目標理念的な数字です。しっかりと子育てしやすい、産み育てやすいまちにしていくという意気込みを表すような数値になっており、リアルな数字としてこれを目指していけるかという点、非常に難しいかなと思っています。もともと平成 27 年度に国が、全国の人口を長期的に維持するための水準として、合計特殊出生率を 2.07 と出した時代がありまして、その数値に準じた目標値が、本市の上位計画にも踏襲されています。これらを踏まえ、整合をとる形で本計画にも設定しましたが、この合計特殊出生率が指標としてふさわしいかどうかも含めて、最近のトレンドでは一自治体でここまで数字を引き延ばすのは妥当性がないのではないかという議論もあるように聞いておりますので、その点も踏まえて今日はご意見をいただければと思っていました。
会長	◇合計特殊出生率というのは 1 人の女性の人生を平均したような数値にな

	<p>りますので、たくさん産む方、少なく産む方、たくさん産みたかったけれども産めなかった方、産もうと思わなかった方、いろいろな方がいらっしゃる中で、統計的に出てくる数字を読まなければいけないものです。出産に関する目標数値としてこれだけを取り上げると、すごく違和感があると私も感じています。例えば希望するこどもの数と実際に持てたこどもの数のギャップが少なくなっていく、一人一人の女性やカップルの選択や、希望に沿った形より暖かい数字というか、平均とはまた違う数字になると思います。合計特殊出生率を残すか残さないかということだけでなく、もう少し出生に関する指標を検討してもいいのかなと考えていました。</p>
委員	<p>◇48 ページ、休日保育の実施について、現在、休日保育をされている園はないと思いますし、来年度も案内には入っていないと思うのですが、実施される見込みがあるのですか。</p>
事務局	<p>◇現在、休日保育は実施していないのが現実です。各園で休日保育をするのは非常に保育士の負担が大きく、厳しい状況というのは、実際に運営している事業者からも聞いています。その中で、まだ確定的なお話ではないのですが、一つの考え方として、例えば市で、新たにできる子育てプラザなどで一時保育を兼ねた休日の保育ができないか、セーフティーネット的な成果を作っていくかと考えています。</p>
委員	<p>◇子育てプラザが10年、11年オープンということなので、それまでは難しいということですか。</p>
事務局	<p>◇今のところはそのような形ですが、現実的に確立していけるかというのはまだ決まっています。</p>
委員	<p>◇こどもの権利条例素案も読ませていただいて、なぜこどもの意見を大人が聞かないのかと思うと、こどもは意見を持っていないとそれを言うことができないとそもそも大人が思い込んでいたということがあるのかなと思います。このようにいろいろヒアリングやアンケートを行っていく中で、5歳のこどもでもきちんと自分の意見を持っていて、それを表現することができることが分かります。「言えるけれども時間をください」というようなコメントがあって、私も表現することがすごく苦手で、自分の気持ち、自分の意見を伝えるということは大人でもすごく難しいので、こどもはさらに難しいだろうなということが一つ感想としてありました。こどもと関わる機関の人たち、専門の人たち、団体の人たちは、こどもの権利に対して興味があるので、そこに対する意識はすごく高いと思うので、こどもだって意見を持っている、こどもの意見を尊重しようという意識は働くと思いますが、実際にこどもと多く関わっているのは保護者です。一保護者として言えば、1つこどもの意見を取り入れたら全部今後聞いていかなければいけないのではないかという発想がやはり沸いてしまうのだと思うのですが、1回言うことを聞いてくれたから2回目も3回目も聞かないと関係性が崩れるというわけでもなく、別にこどもが家出するわけでもありません。そこをどう習得していくかということ、子育てをしている保護者の方は学ぶ機会が今までなかったのだと思うので、そういったものがどこかに盛り込まれるといいなと思います。こ</p>

<p>会長</p>	<p>どもの権利について知らない大人や今子育てしている保護者が悪いのではなくて、そもそもそのことに気づく場面がなかったのです。こどもの意見を聞くことによって、より関係性が良くなるということを学ぶ機会が、今の子育てしている保護者の人たちには必要なのではないかと思います。また、自分の権利を大事にしてもらえたと思ったこどもがこれから大人になっていき、こどもの権利というものが定着していったら、こどもの権利が守られる時代がやってくることをすごく期待していますが、今のこどもが大人になるのは10年、20年後と思うと、そこまではできることをやっていかないといけないだろうなと思っています。</p> <p>◇ご感想ということですが、すごく本質的なことだと私も聞いていて感じました。こどもの意見を受け止めることと受け入れることはまた次元の違うことで、受けとめつつ大人の意見もまた返していき、親子であろうが、保育者とこどもであろうが、対話的な関係が成り立つということだろうと思います。専門職の方はある意味そこをわきまえている部分があるのですが、子育て家庭の中では難しいというのは、分からないではないと感じます。こどもと関わる専門職の方が保護者との接点でもあるので、このこどもの権利条例というものが地道に伝えていくきっかけにきつくなっていくのではないかと感じました。</p>
<p>委員</p>	<p>◇30 ページなどの【今後の方向性】の最初に「地域ぐるみで生きる力を育む教育を推進していくことが大切です」とありますが、これは私たちが大切にしていくということでしょうか。32 ページにしても、「未来を担う青少年や若者が、自らの可能性を信じ、地域の中でのびのびと成長できる環境をつくっていくことが大切です」とありますが、では誰がつくっていったらいいのかという主語がありません。ただ大切と言うだけで終わってしまっているのでは、今後の方向性と言えるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>◇今のご意見を聞いて、上の【現状と課題】に近い表現なのかなと思いました。先ほど申したとおり、再度、関係各課とも協議しながら文章を精査していきますので、全体をもう一度見直します。富田林市はこどもの権利条例を作ってその下にこども計画を作っており、こどもまんなか社会というフレーズは前から掲げていました。前回の会議で、できるだけ市が主語になって「支援します」「相談します」のようなフレーズばかりにならないようにといったご指摘も多くありました。書きぶりも、市も含めて、まち全体でこういうことをやっていくというニュアンスを入れながら作った影響かと思います。ただおっしゃるように誰がするのかが分からなくなってしまったら本末転倒ということもありますので、もう一度読み解き方を含めてしっかり見直し、適宜修正を入れます。</p>
<p>委員</p>	<p>◇私は私学の幼稚園を運営していますので、皆さん方とは少し違う感じだと思います。事務を行う中で、富田林市を含む近隣5市町村のこども・子育て支援施策を日々比較しています。ある市ではこどもの給食の主食費は全員無償化していたり、満3歳児から基本的に延長保育の補助金がないところを援助していたりと、全く同じ給食を食べ、全く同じ延長保育を受けても、住民票のあるところで費用が変わってきます。富田林市として、こどもの権利、こどもまんなかという素晴らしい理念や素晴らしい方向性を</p>

	<p>出すことは大切なことだと思いますが、富田林市という市を守っていくためには、市町村間の競争にも勝っていかなければいけません。保護者の方に「富田林市に住んで良かったですね」と言ってあげたいのに、富田林市で良かったということがなかなかありません。もちろん各市町村で考え方の違いも財政規模の違いもありますが、近隣5市町村との競争に負けないように、富田林市民が富田林市に住んで良かったと実感できるようにぜひ頑張ってください。</p>
事務局	<p>◇近隣との競争という観点も非常に重要だと認識しています。この計画は大きな総合計画レベルのものになりますので、具体的な予算を伴うような個別の新規事業はなかなか計画として明記しづらい部分があります。この計画期間でこどもまんなかやこども・子育て支援をしっかりとやっていくということは当然書いていますので、市全体でしっかりと議論をしていきたいと思っています。ご指摘ありがとうございます。</p>
会長	<p>◇非常に厳しい率直なご意見だったと思います。そういったことを共有するのもこの会議の役割の一つかと思います。また市のほうでも他市町村との比較検討表なども作られたりされるとお思いますので、そういったところで今後、より具体化というところを検討されると認識しております。Zoom参加の皆様もご意見よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>◇39 ページ、子育て当事者へのきめ細かな支援の推進の最初に「妊娠期から大人になるまで適切な時期に必要な支援を受けながら、自信を持って子育てを行い」ということで、保護者に対しての相談支援などがありますが、小さい間だけでなく、中高生になって不登校になったときや性の問題など、本当に大変な問題を抱えたときの相談先も入れてもらえるといいと思います。思春期を迎えるこどもたちを持つ親のことまでは考えなくていいのでしょうか。どこかに記載があるのであれば教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>◇以前にも施策のはざま、年齢のはざまのところの支援といったご指摘もあったと思います。確かにこれは行政としても難しい課題だなと感じています。例えば30ページの頭に「主要施策2 学童期・思春期・青年期の支援」とありますが、今回の計画は若者までカバーしますので、こういった年齢層も施策としては入れています。特にひきこもりについても施策としては続いていきます。31ページの「個別施策8 青少年健全育成と若者の活躍支援」などもあります。委員の今のご指摘の趣旨は、さらにその保護者や親の相談先だと思います。</p>
委員	<p>◇そうです。ここに書いてあるなどは思っているのですが、これはこども本人だけです。大人は大人として、どうすればそういう子たちにうまく接してあげられるかということ自分で調べていかないといけないのでしょうか。ここと連携して、富田林市として親のための相談先のようなものがあればいいと思っています。</p>
事務局	<p>◇中学生・高校生、思春期もそうですけれども、本市にはこども・子育て応援センターを設置しており、実際に子育てに関する相談に来られる大人の方もいらっしゃいます。</p> <p>また、必要に応じて、大阪府のこども家庭センター（児童相談所）に相</p>

	<p>談する場合もあります。そのほか、地域子育て相談機関についても、中学生や高校生までの相談対応をしており、内容によって当課（子育て応援課）につながったり、当課からまたしかるべきところに、つなげたりすることは行っています。</p>
委員	<p>◇【現状と課題】に中学生・高校生のことも答えているということが書いてあるだけで違うかなと思います。</p>
事務局	<p>◇こちらの文面には何歳まで相談できるということは詳しく記載していませんので、内容がもう少し分かりやすく伝わるように検討します。</p>
会長	<p>◇若者委員のご意見はいかがでしょう。少し年齢層が高めのこどもについての話が出てきましたが、何かご意見ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>◇計画素案を読ませていただいて難しいなと感じましたが、先ほど竹田委員が言われたように、私たちとしては計画が実現されて実感することが一番分かりやすいのかなとも思いました。個人的な話ですが、結婚して家建てるとなった時に富田林市を選びました。いいところがたくさんあるから選びましたが、今後、こどもを育てていく身としては、お金のこともすごく不安ですし、将来こどもたちが安心して暮らしていけるのかという不安はすごく感じています。制度なども、話を聞いていて、確かに富田林市にいてよかったと思えるようなところを全面的に押しいただけると嬉しいと思いました。計画からしっかり実行していただけると、他の人も富田林市に住み続けてくれて、他の地域に出て行ったりはしないのではないかと思います。計画を実行して、どうだったかというところを来年度も引き続き見ながらやっていってもらって、どんどん良くなったらいいなと思います。</p>
委員	<p>◇こども計画の素案を見ていて、前回も言ったと思うのですが、こどもを中心にした施策なので、こどもに対して伝えていくことも重要だと思いますが、やはり大人がまず知らないと始まらないのかなと考えています。書いてあることなどもすごく良くて、こどもや大人、いろいろな方を対象にした施策がありますが、知らないと活用できないので、どうやってこどもたちに分かりやすく周知していくか、どうやって大人たちに興味を持って周知していくかということが課題としてあると思います。もう一つ、今後、市がどうしていくかはまだ決まっていないと思いますが、富田林市こども計画もこどもの権利条例も、学校現場で実際にこどもたちに考えてもらう場を作ったほうが、よりこどもたちにも自分ごととしてとらえてもらえるし、こどもたちが考えたことを大人たちに伝えることで、こどもがこんなふうを考えているという気づき、こどもの権利条例・こども計画に興味を持ってもらえたりするかと思います。周知に今後力を入れていっていただきたいと思います。</p>
会長	<p>◇高見委員からは本当に当事者性の高い、富田林市にこれから住んで子育てをすることを念頭に置いた形でのご意見をいただきましたと思えますし、安部委員からは周知についてご意見をいただきました。具体的に事務局の方に聞いてみたいのですが、こどもの権利条例を作るところに、こどもたちに参加してもらいましたが、安部委員がおっしゃったように、こどもたちにそれを改めて広めて周知する取組などは、今の段階で何か決まっ</p>

事務局	<p>ていますか。</p> <p>◇今回この権利条例を作成するにあたって、子どもたちに「みんなにはこういう権利があるんだよ」ということをきちんと伝えて、その上で意見を出してもらおうという取組を踏んで作成に至っております。そういった中で、子どもたち自身が自分たちにはこういう権利があって、例えば、意見を言っているんだとか、休憩してもいいんだとか、本来当たり前持っている権利に改めて気づく機会になったのかなと感じています。権利条例ができた後も、富田林市にはこういう条例がきちんとあって、みんなの権利はこうやって守られるんだということを、学校教育の中できちんと伝えていくことは必要だと、今回の取組を通じて強く感じたところです。各校の教育課程の中にも盛り込んで取り組んでいきたいと考えています。</p>
事務局	<p>◇今、話がありましたとおり、学校現場では本当に多様な取組をやっていただいています。子ども政策課としても、来年度において、子どもたちに普及啓発していく取組を検討しているところです。実績としても、『こどもの権利ニュース』というニュースレターを発行して学校で配ってもらったり、各種イベントに出向いて、子どもたちが楽しく学べるようなこどもの権利クイズやスマートボールを作るなどの取組を行ったりと、工夫を凝らして取り組んでいるところです。実際に条文にも「こどもがこどもの権利を学ぶ機会を設けること」と記載していますので、条文に伴って、しっかりと取組を進めていきたいと思っていますところです。</p>
会長	<p>◇富田林市ならではの、富田林市に住んでいて良かったということの中身として、先ほど給食費等の経済的な支援は他市との競争とありましたが、権利条例という形で条例化するというのは多くの自治体の中ではかなり先進的な取組の一つなのではないかと認識していますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>◇やはり権利条例という形でこのようなルールをしっかりと定めるところは全国でもまだ少ないです。その中でさらにその条例をしっかりと理念に置いた上で子ども計画を作って実効性を担保していくという立て付けが非常に少ないので、形としては非常に先進的にはやっています。ただ、2人の若者委員からも言っていたとおり、それをいかに形にして実現していくかということが重要になってきますので、それは市としてもこれからというところです。</p>
委員	<p>◇私は幼稚園の教職で30年以上やっていますので、小学校・中学校での教育というのが分からず、どのように教えるのだろうかと思うのですが、こどもの権利の中で、「(6) ありのままの自分で生きる権利」と「(7) 休む・遊ぶ権利」を教えるときに、制服との整合性や、学校に行きたくないというところとどう整合性を教えていくのですか。</p>
事務局	<p>◇今、富田林市の中学校で制服を着用していますが、この数年の中で、割とどの学校も制服を変えています。従来であれば、男子は詰め襟の学生服、女子はセーラー服というような形で規定しているところが多かったのですが、もう男女の枠を取って、標準的にブレザーとポロシャツ、ズボンとスカートを用意して、自分でこれだと思ふ組み合わせを選んでもらい、性別にとられない制服を実施しています。「ありのままの」という部分に</p>

	<p>については、今は具体例が浮かびませんが、いろいろと取組がごございます。「休む」部分についても、不登校の生徒に対しては「学校へ必ず来なさい」という指導をするというのではなくて、行きたくないという表明ができた時には、その背景にまで迫れるように、担任やスクールカウンセラー、養護教諭など、いろいろな立場の大人が関わりを持って、こどもの気持ちに寄り添った指導を続けていくということを今やっています。条例や計画がきちんと策定された際にも、そういったことはこれからも続けていく必要があると思っています。</p>
委員	<p>◇私は古い人間ですから、制服に賛成です。そして、学校に毎日元気に通っていることはとても大切だと考えています。ただ、条例となるとかなり重いことだと思います。自分は制服を着ずに、ありのままで生きるという「ありのままの自分で生きる」ということと、今日は学校に行きたくないという「休む権利」について、きちんと話ができるような形にしておかないと、条例に基づいて制服はお断りします、休む権利を行使しますなどと、こどもから申し出があったときにどう対処するのでしょうか。普通の目標やねらいならいいですが、条例というのは重いので、相当な覚悟と準備を持ってやらないといけないのではないかと想像します。</p>
会長	<p>◇先ほどの受け止める、受け入れるという議論ともどこかつながるようなことかもしれません。制服というルールของ必要性を学校としてはどう生徒たちに伝えていくか、そこでまた対話が生まれるかというところに本質はおそらくあるのだらうと思います。もちろん社会のルールを伝えていくというところも教育の中には絶対含まれています。権利条例の「権利」というものを、盾にとるようなことは、多分こどもたちは考えていないのではないかと私は期待していますし、信じていますが、対話のきっかけとしてはきっと必要だらうと思います。私も中学校の頃、校則改正運動といったことを行った覚えがあります。その頃はワンポイントの靴も駄目などとまだ厳しかったですから、それは理不尽だと署名を集めたりしたことを思い出してしまいました。</p>
委員	<p>◇条例ということについては、下に書かれています。基本的に法の中で日本国憲法が一番上にあって、こどもの権利条約に日本は批准していることから、この条例を各市町村で作ろうとしている動きがあります。基本的に一番大前提にあるのは日本国憲法で、その下に日本が批准したこどもの権利条約があるので、さらにその下にあるそれぞれの市町村が決める条例は上位であるこどもの権利条約に則って作られているという認識で合っていますでしょうか。</p>
事務局	<p>◇法律や条例の立て付けはまさに委員が言われたとおりです。富田林市がこの条例を作らなくても、こどもの権利条約という世界の条約に批准している関係で、こどもたちには遊ぶ権利も休む権利もあるというのは当然守られるべきですが、実情として我々大人はそこを認識していなかったりもするので、富田林市がルールとして条例を作ることで、こどもにも大人にもこどもの権利があるということをまずは広めていくことが重要です。条例ができたから学校のルールを全てそれに合わせて改正していくとか、新しい教育方法を導入するわけではなく、意識の面もありますの</p>

<p>会長</p>	<p>で、まずは周知もしていかないといけません。それを踏まえて何をどのように取り組んでいくか、継続的にそれぞれの現場で考えていかないといけない課題です。委員がおっしゃったことを課題として、しっかり取り組んでいかなければいけないと認識しています。</p> <p>◇権利条例とこども計画の本質に関わる議論ができたのではないかと感じております。次の議題もあるのですが、まだご発言されてない委員の方など、これだけはみんなで共有しておきたいということはありませんか。また細かい具体のところに関してはじっくり読んでいただいて、事務局にお寄せいただくということを先ほどご案内いただいておりますので、そちらに譲ることにして、次の議題に移らせていただこうと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>(3) 若者の生活や意識に関するアンケート調査の報告について</p> <p>●資料3をもとに説明 (説明省略)</p>
<p>会長</p>	<p>◇ただ今、事務局から若者の生活や意識に関するアンケート調査の報告、回答傾向と総括としてご説明がありました。何かご意見、ご質問がありましたらよろしく願います。よろしいでしょうか。こちらを踏まえてこども計画にもまた反映していくということですので、後ほどご意見を見つければ良かったですら、また後日でもよろしく願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>4. その他</p> <p>(1) 富田林私立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)に対するパブリックコメントの実施結果及び計画の策定について</p> <p>●その他資料をもとに説明 (説明省略)</p>
<p>会長 委員</p>	<p>◇本件につきまして何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p>◇パブリックコメントの中でも「メリットとして」ということで、幼稚園に通うお子さんの保護者の方が働き出したら2号認定にもなれると書かれていますが、そもそも2号認定の3～5歳児の定員は10人と決まっているので、1号だった方が働き出したから2号になるすると、10人の中の誰かをやめさせて入れるということになってしまいます。2号の枠を増やすということですか。ほかの市では、それができないから、なかなか1号の人が2号になれないという話を聞きましたが、富田林市ではどのような形にされるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>◇1号の方が2号になるときに誰かにやめてもらうなどということは絶対にいたしません。認定こども園の認可を申請するときには必ず数字の設定をしなければいけませんので、1号認定と2号認定の合計20人という案を記載しています。これは当然、園の規模によって設定しますので、部屋の面積と保育者の数が最低基準をきちんと守られているようであれば、最大限の枠での受け入れを考えさせていただいております。設定は20人ですが、横に括弧書きで(22)、(23)という最大受入数を記載していま</p>

	<p>す。その中で幼稚園に行かれたり、逆に幼稚園から保育のほうに行かれたりする垣根は非常に低いので、状況に合わせて認めていきます。内訳として保育園に数字が固まって幼稚園が少なくなったり、その逆があったりしても全く問題ありません。3～5歳児を保育園も幼稚園も含めたトータル的人数の中で、また最大受入人数の中で調整していくということです。</p>
委員	<p>◇そうすると、2号認定と1号認定の公定価格は違いますよね。今、3～5歳は無償なので、保護者には関係ないですが、そこは変わるということですね。</p>
事務局	<p>◇そうです。保護者の方の保育料については、3歳児以上は無償化されています。公定価格は国に請求しますが、その内訳は変わってきます。</p>
会長	<p>◇これで全ての案件が終わりました。ほかに何か言い残したことなどがありますか。よろしいでしょうか。では、次回の会議予定について事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>◇次回の会議予定についてご説明します。次回の会議は、今回のご意見を反映したこども計画素案について、最終の確認として開催させていただきます。日程は11月28日金曜日の午後6時半です。また次回もどうぞよろしくお願いいたします。本日伝えきれなかった意見等があれば、大体11月10日頃までを目安に、メールでも電話でも結構ですので、事務局にぜひお伝えください。</p>
	<p>5. 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>